

医療福祉制度

①医療費の助成

制度名	対象者	助成内容	窓口
乳幼児医療費助成	大阪府内の市町村に住所がある0歳から6歳児(小学校就学前まで) (お住まいの市町村により年齢要件・所得制限が異なる。)	・一つの医療機関・訪問看護ステーション当たり入院・入院外1日500円以内 (月2日限度)	居住地の市町村(ex.子育て支援課など市町村によって窓口の名前は異なる。)
重度障がい者医療費助成	・身体障がい者手帳1・2級所持者 ・知的障がいの程度が重度と判定された人 ・精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 ・特定医療費(指定難病) ・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 ・身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人	・一つの医療機関等当たり入院・入院外各500円以内/日 (月3000円限度)	居住地の市町村重度障がい者医療担当課
小児慢性特定疾病医療費助成制度	(1)18歳未満の児童で、「厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する方。 (2)18歳到達時点で(1)の状態にあり、かつ、本事業の承認を受けている方のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方。(18歳到達後の新規申請及び疾患の追加・変更はできない)	・医療費の自己負担割合が原則2割 ・医療保険における世帯の市町村民税(所得割)の課税額等により、階層別自己負担額が設けられている	居住地を管轄する保健所(保健センター)
特定医療費(指定難病)助成	・指定難病に罹患している(厚生労働大臣が定める診断基準を満たす)方のうち、次の①②のいずれかに該当する方 ①厚生労働大臣が定める重症度分類を満たす方 ②指定難病に係る治療において、申請のあった月以前の12ヶ月以内に医療費総額(10割分)が33,330円を超える月数が3か月以上ある方(軽症高額該当)	・医療費の自己負担割合が原則2割(現在1割の方は変わりなし) ・医療保険における世帯の市町村民税(所得割)により階層別自己負担額が設けられている	居住地を管轄する保健所(保健センター)
未熟児養育医療の給付	・出生体重が2,000g以下もの ・または対象となる症状を示すもの ・養育医療指定医療機関のみ対象	・養育医療にかかる入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額に相当する額を公費で負担。 ・入院中の食事療養費(ミルク代)も含む ・世帯の市町村民税税額等により階層別自己負担額が設けられている	居住地の市町村(ex.子育て支援課など市町村によって窓口の名前は異なります。)

2021年3月現在

制度名	対象者	助成内容	窓口
-----	-----	------	----

<p>自立支援医療 (更生医療)</p>	<p>18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人(所得制限あり)</p>	<p>指定医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費助成。原則として医療費の1割。また、所得に応じて負担の上限月額設定あり。</p>	<p>居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療(更生医療)担当課</p>
<p>自立支援医療 (育成医療)</p>	<p>身体障害児(18歳未満) (所得制限あり)</p>	<p>指定医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費助成。原則として医療費の1割。また、所得に応じて負担の上限月額設定あり。</p>	<p>居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療(育成医療)担当課</p>
<p>自立支援医療 (精神通院医療)</p>	<p>通院により精神疾患の治療を受けている方</p>	<p>指定医療機関で、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするための医療費助成。原則として医療費の1割負担。また、所得に応じて負担の上限月額設定あり。</p>	<p>居住地の市町村精神保健福祉担当課 (東大阪市は保健センター)</p>

2021年3月現在